**「桜井市立保育所・幼稚園の再編に向けて　基本計画」(改訂案)に対するパブリックコメント結果について**

「桜井市立保育所・幼稚園の再編に向けて　基本計画」を策定するにあたり、下記のとおり、パブリックコメントを実施しました。その結果及び提出された内容（概要）とそれに対する本市の考え方は次の通りです。（意見は主旨を損なわないように要約しています。）なお、今回のパブリックコメントにより、計画案を修正・変更した箇所はありません。

貴重なご意見ありがとうございました。

1. 実施概要

募集期間：令和６年１２月９日（月）～　令和７年１月１０日（金）

提出方法：持参、郵送、メール、FAX

周知方法：市ホームページ、広報紙「わかざくら」、市公式X（旧Twitter）

閲覧方法：市ホームページ及び市内公共施設５か所での冊子による閲覧

（２）実施結果

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出方法 | 提出人数（人） | 意見件数 |
| 郵便 | 0 | 0 |
| ＦＡＸ | 1 | 5 |
| 電子メール | 2 | 5 |
| 持参 | 0 | 0 |
| 合計 | 3 | 10 |

（３）提出された意見と市の考え方

| 意見の概要 | 市の考え方 |
| --- | --- |
| 意見１計画全体計画を策定するにあたり、住民説明会や保護者説明会などは開催したか。就学前の子供を持つ親にとっては大変重要な計画であるため、住民の意見を聞く機会をもった上で計画案を策定するべきである。 | 本計画は市長からの諮問に基づき、学識者や地域・保護者の代表者等で構成される「桜井市立保育所・幼稚園のあり方検討委員会」において審議を重ね、その答申を踏まえつつ、計画案が出来た段階ではパブリックコメントにより市民の皆様のご意見を賜ることを経て策定に至ります。本計画についての説明会等は行っていませんが、上記のように関係者各位や市民の皆様にご意見を頂く機会を設けて策定しています。 |
| 意見２計画全体今回の改訂案をどのような組織で検討をおこない、どのような経過で作製したのかを計画の中に明記すべきである。これまでの計画策定に当たっては、「計画策定の経緯」や検討組織が明記されている。改訂版であっても、そこは踏襲され丁寧な説明がなければならない。 | 本計画は、令和３年の策定時と今回の一部改訂に際しまして、「１．はじめに(1)背景と目的」にあります通り、「桜井市立保育所・幼稚園のあり方検討委員会」において審議を重ね、そこで得た答申を踏まえた上で、市の計画として満たすべき要件を遵守して策定致します。 |
| 意見３３.桜井市の市立施設整備計画(１)計画策定の基本的な考え方施設用地について、既存の市有地・施設等公共用地の活用とし、新たな施設用地の取得や民間施設の借上げは想定しないとあるが、既存の市有地があるのであれば、そこを売却し、すべての住民にとって最適な新たな用地を取得するということも考えるべきである。新たに建設する場所を、１カ所ありきで決めておられるが、既存の市有地、新たな用地、既存の幼稚園敷地など、候補を挙げて、いろいろな観点から比較し、最適な場所を選定するべきである。 | 現行の本計画では「既存の市有地・施設等公共用地の活用を基本とし、新たな施設用地の取得や民間施設の借上げは想定しない。」としていましたが、今回の改定案では「新たな施設用地の選定が必要な場合は、市有財産の跡地利用等を優先的に検討する。」としております。この改訂により、市有財産の利用を基本としますが、市有財産以外の利用の可能性も考慮するなど、様々な観点から比較検討をしていけるようにしています。 |
| 意見４３.桜井市の市立施設整備計画　(2)施設整備の方向性「また、3施設の整備を進めながら～～」の文章で、ア）「就学前教育・保育ニーズの多様化への対応や地域子育て機能のさらなる向上が必要な際」とは、どのようなことを想定しての記載なのか。イ）同じく「既存施設についても認定こども園等の社会情勢に応じた施設として活用できるよう」との記載も、どのようなことを想定しているのか。共に、具体的な記載をすべきである。ウ）併せて、2040年までに3つの認定こども園が設置されるとして、残される施設は校区制や市全域の対応になるのか。 | ア）本計画は長期的な計画ですので、社会情勢の変化や国の政策などにより、策定時の想定と異なる対応が必要となる可能性があります。そういった際に市が速やか且つ柔軟に対応できるよう、この一文を記載しています。イ）ご意見アに対する市の考え方のように、策定時の想定と異なる状況が生じた際には、その対応を行う施設が必要となる場合があります。既存施設がその施設として適していると認められる場合には柔軟な施設活用ができるよう、この一文を記載しています。ウ）認定こども園は現状の市立幼稚園・保育所と同様に園区制を敷かず、幅広い利用ニーズに対応できます。運営を続ける既存施設につきましては、子どもの数の動向や認定こども園の利用状況等を見ながら対応を検討していきます。 |
| 意見５ ３.桜井市の市立施設整備計画　(3)認定こども園の配置・整備　②施設の規模160人から200人を想定とあるが、現状第5保育所105人、南幼稚園35人、安倍年少13人を足しても153人である。待機児童を考慮しても、多すぎると考える。 | １施設目の認定こども園の開園に伴う閉園施設の子どもの数の現状は、本計画策定時の令和６年度現在、第２保育所162人、桜井南幼稚園35人、安倍幼稚園22人の合計219人です。しかし、子どもの数は年々減少していくことが予想されており、国勢調査等のデータを基に開園時期を見据えた適正規模として、本計画の段階では定員160人～200人規模を想定しています。 |
| 意見６３.桜井市の市立施設整備計画　(3)認定こども園の配置・整備　④既存施設の閉園今後新しく施設を建てるに伴い閉園する園がある場合は、関係者に事前に周知をお願いしたい。 | 個別の施設の開園や閉園といった決定は市民の皆様の生活に直結する重要なものですので、速やかに周知を行い、説明会などを通してご理解を頂きながら進めて参ります。特に、統廃合施設を利用されている方や関係者等には、自身の子どもがどの施設に通うことになるかなど見通しを持って検討できるよう、情報発信の時期や方法についても十分配慮いたします。 |
| 意見７３.桜井市の市立施設整備計画　(3)認定こども園の配置・整備　④既存施設の閉園認定こども園の開設に伴い、これまでの施設が閉園となるが、今後の地域防災の視点から、「スフィア基準」などの新しい避難所に求められる条件を給食施設を持つ保育所等は満たしており、それぞれの利活用策について検討を行うことも必要である。また新しい認定こども園についても、地域社会に開かれた施設運営を考慮する観点を防災の点からも考慮してもらいたい。特に送迎用の広い駐車場を確保している構想なので、地震等の緊急時には対応が出来る機能を具備することが望ましいと考える。 | 閉園する施設の今後につきましては、各種制度を活用しながら検討していきます。新たに整備する認定こども園の防災計画につきましては、関係各所と連携をとりながら個別の施設計画の中で検討します。頂いたご意見につきましては本意見募集の対象外ですが、今後の参考とさせていただきます。 |
| 意見８３.桜井市の市立施設整備計画　(4)整備に伴う関連事項　④財政負担の軽減「公私連携幼保連携型認定こども園」を実際に運営されている自治体が全国的に存在している。公私連携法人を指定し、協定を締結する形で運営がなされるが、そのメリットと移行にともなう諸課題があることが、先行事例から示されている。その先行事例の研究をしっかりとしていくことが求められる。特に課題となる「移行後の運営について」は、第1段階の運用が2029年と計画されているので、保護者をはじめ関係諸団体での合意形成を5年間でどのように行っていくのかが、今後の運営をスムーズにするためには不可欠である。この点について、開園に向けてどのように検討を進めるかのスケジュールを示すべきである。具体的な点として、公私連携法人になった場合に、市職員である保育士・幼稚園教諭・関係職員が、公私連携法人の職員に変更になることや、教育・保育内容の継承した上で、さらなるサービスの向上がどのように諮られるのかが、関係者に十分理解されることが必要と考える。 | 公私連携につきましては、本計画では運営方法等の選択肢の一つとして記載しています。個別の施設を計画する際には、公私連携を含めた様々な選択肢について、その効果と課題等を十分に検討し、可能性を探っていきます。また、令和10年度までに開園を目指す第一段階の施設につきましては既に計画を進めており、市による公設公営の幼保連携型認定こども園となります。その結果や社会情勢を踏まえ、第二段階の施設の運営方法等を検討していきます。 |
| 意見９ ３.桜井市の市立施設整備計画　(5)計画の具体化に向けて　②関係主体とともに推進施設の大きさよりも駐車場や園庭の広さを確保すべき。南幼稚園の園庭は虫や自然物がいっぱいで、壊してしまうとまた再生するのに何10年もかかるため出来れば残してほしい。このような駐車場問題などの使い勝手についての意見を保護者から聞いて反映してほしい。具体的なプランニングがないと意見を伝えづらいので、プランニング後にもパブリックコメントを募集してほしい。またこういった大切な情報はホームページに告知だけではなく、在園児世帯に教育委員会から手紙がほしい。南幼稚園では園長先生より連絡が来た。第二や安倍、公立幼稚園保護者などに連絡が行き届いているのか疑問。 | 個別の施設の詳細につきましては、本計画を基に本市の未来を担う子どもたちへの充実した教育・保育の実現を目指して決定していきます。その際には適切な時期に周知や説明会を開催してご意見を賜るなど多様な手段での情報提供を行い、関係者各位や市民の皆様にご理解を頂きながら決定して参ります。頂いたご意見につきましては本意見募集の対象外ですが、今後の参考とさせていただきます。 |
| 意見１０３.桜井市の市立施設整備計画　(5)計画の具体化に向けて　②関係主体とともに推進「関係主体とともに推進」と書かれていることを、本当に丁寧に実施されることが、就学前教育の充実を通じたこども・子育て支援につながっていくことを、願う。その為にも、「認定こども園」への移行は遅滞なく、計画通りに遂行されることを期待します。 | 認定こども園の施設整備は本計画を踏まえて進めていきます。よって、個別の施設整備を進める際には本計画に則り、計画通りに進むよう市として取り組んでまいります。頂いたご意見は本計画への賛同意見として承ります。 |